

生活福祉資金貸付条件一覧

資金種類		貸付条件					貸付利息	連帯保証人
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間			
総合支援資金								
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	12月以内	最終貸付日から 6月以内	据置期間経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも 貸付可	
住居入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	-	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内				
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等	60万円以内	-					
福祉資金								
福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内	-	最終貸付日から 6月以内	20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも 貸付可	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内			8年以内			
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内			7年以内			
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内			8年以内			
	障害者用の自動車の購入に必要な経費	250万円以内			8年以内			
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内			10年以内			
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内			5年以内			
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内			5年以内			
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内			7年以内			
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内			3年以内			
	住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内			3年以内			
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内			3年以内			
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内			3年以内			
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	-	最終貸付日から 2月以内	据置期間経過後8 月以内	無利子	不要	
教育支援資金								
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	<高校>月3.5万円以内 <高専>月6万円以内 <短大>月6万円以内 <大学>月6.5万円以内	-	卒業後6月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借 受人が必要	
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			制度運用上 高校8年 高専10年 短大10年 大学15年 としています。			
不動産担保型生活資金								
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の70%程度 月30万円以内	借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。	契約終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) 生活扶助額の1.5倍以内					不要	

※ 貸付にあたっては、上記の他にも要件がありますので、相談窓口でご確認ください。